

国税通則法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

(交付送達の手続)

第一条 税務署その他の行政機関の職員（以下この項及び次項において「交付送達を行う職員」という。）は、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号。以下「法」という。）第十二条第四項又は第五項第一号（書類の送達）の規定により交付送達を行った場合には、その交付を受けた者に対し、その旨を記載した書面に署名（記名を含む。以下この項において同じ。）を求めなければならない。この場合において、その者が署名の求めに応じないときは、交付送達を行う職員は、その理由を付記しなければならない。

2 交付送達を行う職員は、法第十二条第五項第二号の交付送達を行った場合には、その旨を記載した書面を作成しなければならない。

3 第一項の規定は、税関の当該職員が納税告知書（本邦に入国する者が、入国の際に携帯し、又は別送して輸入する物品につき課する法第二条第三号（定義）に規定する消費税等に係るものに限る。）を法第十二条第四項ただし書の規定により交付した場合には、適用しない。

(納付に係る届出等)

第一条の三 省略

2 法第三十四条第一項ただし書に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一・二 省略

3 法第三十四条第四項に規定する国外納付者は、同項の規定により国税を納付する場合には、国税局長又は税務署長に対し、納付書（同条第一項に規定する納付書をいう。次条第一号及び第二条第二項（納付委託の対象）において同じ。）及び金融機関の法第三十四条第四項に規定する国外営業所等を通じて送金したことを証する書類（以下この項において「納付書等」という。）の提出（当該納付書等の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該納付書等に記載すべき事項の提供を含む。）をしなければならない。

改正前

(交付送達の手続)

第一条 税務署その他の行政機関の職員（以下この条において「交付送達を行なう職員」という。）は、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号。以下「法」という。）第十二条第四項又は第五項第一号（交付送達）の規定により交付送達を行なつた場合には、その交付を受けた者に対し、その旨を記載した書面に署名押印（記名押印を含む。以下この条において同じ。）を求めなければならない。この場合において、その者が署名押印の求めに応じないときは、交付送達を行なう職員は、その理由を附記しなければならない。

2 交付送達を行なう職員は、法第十二条第五項第二号の交付送達を行なつた場合には、その旨を記載した書面を作成しなければならない。

3 第一項の規定は、税関の当該職員が納税告知書（本邦に入国する者が、入国の際に携帯し、又は別送して輸入する物品につき課する法第二条第三号（消費税等）に規定する消費税等に係るものに限る。）を法第十二条第四項ただし書の規定により交付した場合には、適用しない。

(納付に係る届出等)

第一条の三 同上

2 法第三十四条第一項ただし書に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一・二 同上

(口座振替納付に係る通知)

第一条の四 法第三十四条の二第一項(口座振替納付に係る通知等)に規定する財務省令で定めるものは、次の各号のいずれかの方法による通知とする。

一 納付書記載事項(国税を納付しようとする者の氏名又は名称、当該国税に係る税目及び税額その他の納付書に記載すべきこととされている事項をいう。以下同じ。)を記載した納付書又は納付書記載事項を記録した記録媒体を送付する方法

二 省略

(納付委託の対象)

第二条 法第三十四条の三第一項(納付受託者に対する納付の委託)に規定する財務省令で定める金額以下である場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 省略

三 法第三十四条の三第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により国税を納付しようとする金額が三十万円以下であり、かつ、当該国税を納付しようとする者が使用する資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第三条第五項(定義)に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引(第三項第二号において「第三者型前払式支払手段による取引等」という。)によつて決済することができる金額以下である場合

2 省略

3 法第三十四条の三第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項の通知とする。

一 第一項第二号に規定するクレジットカードを使用する方法により国税を納付する場合 次に掲げる事項

イ 納付書記載事項

ロ 当該クレジットカードの番号及び有効期限その他当該クレジットカード

ードを使用する方法による決済に関し必要な事項

二 第三者型前払式支払手段による取引等により国税を納付する場合 次に掲げる事項

(口座振替納付に係る通知)

第一条の四 同上

一 納付書記載事項(国税を納付しようとする者の氏名又は名称、当該国税に係る税目及び税額その他の納付書(法第三十四条第一項(納付の手続)に規定する納付書をいう。以下この号及び次条第二項において同じ。)に記載すべきこととされている事項をいう。以下同じ。)を記載した納付書又は納付書記載事項を記録した記録媒体を送付する方法

二 同上

(納付委託の対象)

第二条 同上

一・二 同上

2 同上

3 法第三十四条の三第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる事項の通知とする。

一 納付書記載事項

二 第一項第二号に規定するクレジットカードの番号及び有効期限その他当該クレジットカードを使用する方法による決済に関し必要な事項

イ 納付書記載事項

ロ 当該第三者型前払式支払手段による取引等に係る業務を行う者の名称その他当該第三者型前払式支払手段による取引等による決済に関する必要な事項

(納付受託者の指定の基準)

第三条 国税通則法施行令(昭和三十七年政令第三百三十五号。以下「令」という。)第七条の二第二号(納付受託者の指定要件)に規定する財務省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一 省 略

二 法第三十四条の三第一項(第二号に係る部分に限る。)に規定する納付受託者 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項(指定納付受託者)に規定する指定納付受託者として道府県税又は都税の納付に関する事務処理の実績を有する者その他これらの者に準じて国税の納付に関する事務を適正かつ確実に遂行することができるものと認められる者であること。

(担保の提供手続)

第十一条 省 略

2 令第十六条第一項本文に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 供託書の正本

二 担保を提供する旨の書類(担保を提供する者以外の第三者が有する財産を担保として提供する場合には、当該第三者がその提供について承諾した旨が記載されたものに限る。)

三 その他担保の提供に関し必要と認められる書類

3 令第十六条第一項ただし書に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 国債規則(大正十一年大蔵省令第三十一号)の規定により担保の登録をした旨の同令第四十一条(登録済通知書の交付)に規定する登録済通知書

二 前項第二号及び第三号に掲げる書類

(納付受託者の指定の基準)

第三条 国税通則法施行令(昭和三十七年政令第三百三十五号。以下「令」という。)第七条の二第二号(納付受託者の指定要件)に規定する財務省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 同 上

二 法第三十四条の三第一項(第二号に係る部分に限る。)に規定する納付受託者 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項(証紙による収入の方法等)に規定する指定代理納付者として道府県税又は都税の納付に関する事務処理の実績を有する者その他これらの者に準じて国税の納付に関する事務を適正かつ確実に遂行することができるものと認められる者であること。

(供託することができる振替債)

第十一条 同 上

4 令第十六条第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 令第十六条第二項に規定する担保振替株式等の種類、銘柄並びに銘柄ごとの数及び金額を記載した書類

二 第二項第二号及び第三号に掲げる書類

5 令第十六条第三項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる担保の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第五十条第三号（担保の種類）に掲げる担保（以下この号及び次項第一号ロにおいて「土地」という。） 次に掲げる書類

イ 担保となる土地の登記事項証明書

ロ 担保となる土地の評価の明細（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条第九号（固定資産税に関する用語の意義）に掲げる固定資産課税台帳に登録された価格について市町村長が交付する証明書（次号ロ及び第三号ロにおいて「固定資産税評価証明書」という。）を含む。）

ハ 抵当権の設定の登記に係る土地の所有者の当該設定を承諾する旨の書類（当該所有者の記名押印があるものに限る。）

ニ ハの土地の所有者の印鑑証明書

ホ 第二項第二号及び第三号に掲げる書類

二 法第五十条第四号に掲げる担保（以下この号及び次項第一号ロにおいて「建物等」という。） 次に掲げる書類

イ 担保となる建物等の登記事項証明書その他の登記又は登録がされてある事項を明らかにする書類

ロ 担保となる建物等の評価の明細（固定資産税評価証明書を含む。）

ハ 抵当権の設定の登記又は登録に係る建物等の所有者の当該設定を承諾する旨の書類（当該所有者の記名押印があるものに限る。）

ニ ハの建物等の所有者の印鑑証明書

ホ 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項（定義）に規定する保険業その他これに類する事業を行う者に対して提出する書類で担保となる建物等に付された保険に係る保険金請求権に質権を設定することの承認を請求するためのもの

ヘ 担保となる建物等に付された保険に係る保険証券の写し

ト 第二項第二号及び第三号に掲げる書類

- 三 法第五十条第五号に掲げる担保（以下この号及び次項第一号ロにおいて「鉄道財団等」という。）次に掲げる書類
    - イ 担保となる鉄道財団等の登記事項証明書その他の登記又は登録がされている事項を明らかにする書類
    - ロ 担保となる鉄道財団等の評価の明細（固定資産税評価証明書を含む。）
    - ハ 抵当権の設定の登記又は登録に係る鉄道財団等の所有者の当該設定を承諾する旨の書類（当該所有者の記名押印があるものに限る。）
    - ニ ハの鉄道財団等の所有者の印鑑証明書
    - ホ 第二項第二号及び第三号に掲げる書類
- 令第十六条第四項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。
- 6 |
- 一 法第五十条第六号の保証人が個人である場合 次に掲げる書類
    - イ 当該保証人の保証を証する書面（当該保証人の記名押印があるものに限る。）
    - ロ 当該保証人が所有する土地、建物等及び鉄道財団等に係る前項第一号イ及びロ、第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロに掲げる書類
    - ハ 当該保証人の収入の状況を確認できる書類並びに当該保証人の財産及び債務の明細を記載した書類
    - ニ 当該保証人の印鑑証明書
  - ホ 第二項第二号及び第三号に掲げる書類
  - 二 法第五十条第六号の保証人が法人である場合 次に掲げる書類（税関長が課する国税の担保として当該保証人の保証を提供する場合には、ロに掲げる書類を除く。）
    - イ 当該保証人の保証を証する書面（当該保証人の代表者の記名押印があるものに限る。）
    - ロ 当該保証人に係る登記事項証明書
    - ハ 当該保証人の代表者の印鑑証明書
    - ニ 第二項第二号及び第三号に掲げる書類

（納税管理人でなくなる事由等）

第十一条の二 令第二十九条第二項第一号ロ（還付金に係る決定等の期間制限の起算日等）に規定する納税管理人の死亡又は解散その他財務省令で定

（納税管理人でなくなる事由等）

第十一条の二 令第二十九条第二項第一号ロ（還付金に係る決定等の期間制限の起算日等）に規定する財務省令で定める事由は、納税管理人が破産手

める事由は、当該納税管理人が破産手続開始の決定又は後見開始の審判を受けたこととする。

- 2 令第二十九条第二項第一号ニに規定する税務代理人の死亡又は解散その他財務省令で定める事由は、税務代理人（法第七十四条の九第三項第二号（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する税務代理人をいう。次条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当することとする。
  - 一 三 省 略

（納税管理人に処理させる必要があると認められる国税に関する事項）

第十二条の二 法第一百七十七条第三項（納税管理人）に規定する財務省令で定める国税に関する事項は、次に掲げる事項その他これに類する事項とする。

- 一 国税に関する調査において国税局長若しくは税務署長又は国税局長若しくは税務署の当該職員（次号において「国税局長等」という。）が法第一百七十七条第三項の納税者に対して発する書類を受領し、及び当該納税者に対して当該書類を送付すること。
- 二 国税に関する調査において法第一百七十七条第三項の納税者が国税局長等に対して提出する書類を受領し、及び当該国税局長等に対して当該書類を提出すること。

（納税証明書の交付を請求することができる事項）

第十三条 令第四十一条第一項第六号（納税証明書の交付の請求等）に規定する財務省令で定める事項は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十八条第一項（所得税額の控除）の規定により法人税の額から控除すべき所得税の額その他国税に関する事項で地方税法第十四条の九第二項各号（法定納期限等以前に設定された質権の優先）に掲げる地方税の額の算出のため必要なもの（令第四十一条第一号及び第三号に掲げる事項を除く。）とする。

（個人番号の記載を要しない書類等）

第十五条 法第二百二十四条（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載）に規定する財務省令で定める書類は、納税申告書（法第二条第六号（定義）に規定する納税申告書をいう。）その他の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項（定義）

続開始の決定又は後見開始の審判を受けたこととする。

- 2 令第二十九条第二項第一号ニに規定する財務省令で定める事由は、税務代理人（法第七十四条の九第三項第二号（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する税務代理人をいう。次条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当することとする。
  - 一 三 同 上

（納税証明書の交付を請求することができる事項）

第十三条 令第四十一条第一項第六号（納税証明書の交付の請求）に規定する財務省令で定める事項は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十八条第一項（所得税額の控除）の規定により法人税の額から控除すべき所得税の額その他国税に関する事項で地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十四条の九第二項各号（法定納期限等以前に設定された担保権の優先）に掲げる地方税の額の算出のため必要なもの（令第四十一条第一項第一号及び第三号に掲げる事項を除く。）とする。

（個人番号の記載を要しない書類等）

第十五条 法第二百二十四条第一項（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）に規定する財務省令で定める書類は、納税申告書（法第二条第六号（定義）に規定する納税申告書をいう。）その他の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項

に規定する個人番号をいう。)を記載すべき書類の提出に関連し、又はその後続の手続として提出される税務書類(法第百二十四条に規定する税務書類をいう。次項において同じ。)として国税庁長官が定める書類とする。

2 法人課税信託(法人税法第二条第二十九号の二(定義)に規定する法人課税信託をいう。以下この項において同じ。)の受託者が当該法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に税務書類を提出する場合には、当該税務書類には、法第百二十四条の規定により記載すべき事項のほか、当該法人課税信託の名称を併せて記載しなければならない。

#### 別紙第1号書式

納付書・領収済通知書  
(書式部分の改正については省略)

領収控  
(書式部分の改正については省略)

領収証書  
(書式部分の改正については省略)

#### 備考 省略

#### 別紙第1号の2書式

納付書・領収済通知書  
(書式部分の改正については省略)

#### 備考 省略

(定義)に規定する個人番号をいう。)を記載すべき書類の提出に関連し、又はその後続の手続として提出される税務書類(法第百二十四条第一項に規定する税務書類をいう。次項において同じ。)として国税庁長官が定める書類とする。

2 法人課税信託(法人税法第二条第二十九号の二(定義)に規定する法人課税信託をいう。以下この項において同じ。)の受託者が当該法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に税務書類を提出する場合には、当該税務書類には、法第百二十四条第一項の規定により記載すべき事項のほか、当該法人課税信託の名称を併せて記載しなければならない。

#### 別紙第1号書式

納付書・領収済通知書  
(書式部分の改正については省略)

領収控  
(書式部分の改正については省略)

領収証書  
(書式部分の改正については省略)

#### 備考 同左

#### 別紙第1号の2書式

納付書・領収済通知書  
(書式部分の改正については省略)

#### 備考 同左

別紙第 2 号書式

納税告知書・領収証書  
(書式部分の改正については省略)

領収済通知書  
(書式部分の改正については省略)

領収控  
(書式部分の改正については省略)

備考 省略

別紙第 2 号の 2 書式

納税告知書  
(書式部分の改正については省略)

備考 省略

別紙第 3 号書式

督促状  
(書式部分の改正については省略)

備考 省略

別紙第 8 号書式

納税証明書交付請求書  
(書式部分の改正については省略)

別紙第 2 号書式

納税告知書・領収証書  
(書式部分の改正については省略)

領収済通知書  
(書式部分の改正については省略)

領収控  
(書式部分の改正については省略)

備考 同 左

別紙第 2 号の 2 書式

納税告知書  
(書式部分の改正については省略)

備考 同 左

別紙第 3 号書式

督促状  
(書式部分の改正については省略)

備考 同 左

別紙第 8 号書式

納税証明書交付請求書  
(書式部分の改正については省略)



附則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十一条の二の改正規定及び第十二条の次に一条を加える改正規定  
令和四年一月一日

二 第一条の三の改正規定、第一条の四第一号の改正規定、第二条の改正規定及び第三条の改正規定並びに附則第三条の規定  
令和四年一月四日

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際、現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

(国税収納金整理資金事務取扱規則の一部改正)

第三条 国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和二十九年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

(納税告知書等による収納)

第六十条 省略

2 国税収納官吏が在勤官署で納税者等から現金の納付を受けたとき、又は国税通則法第三十四条第四項に規定する国外納付者から金融機関の同項に規定する国外営業所等を通じてされた国税収納官吏の預金口座（第五十五条ただし書の規定により現金を保管するための銀行への預入れに係る口座をいう。）に対する払込みによる現金の納付を受けたときは、前項の規定による領収証書及び領収済報告書に代えて、国税通則法施行規則別紙第一号書式、別紙第一号の二書式、別紙第二号書式若しくは別紙第二号の二書式、関税法施行規則別紙第一号書式若しくは別紙第二号書式、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則別紙第一号書式若しくは別紙第二号書式又は第二号書式若しくは

(納税告知書等による収納)

第六十条 同上

2 国税収納官吏が在勤官署で納税者等から現金の納付を受けたときは、前項の規定による領収証書及び領収済報告書に代えて、国税通則法施行規則別紙第一号書式、別紙第一号の二書式、別紙第二号書式若しくは別紙第二号の二書式、関税法施行規則別紙第一号書式若しくは別紙第二号書式、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則別紙第一号書式若しくは別紙第二号書式又は第二号書式若しくは第四号書式の領収証書及び領収済通知書で領収日付の記載のあるものによることができる。

は第四号書式の領収証書及び領収済通知書で領収日付の記載のあるもの  
によることができる。

(法人番号の指定等に関する省令の一部改正)

第四条 法人番号の指定等に関する省令(平成二十六年財務省令第七十号)  
の一部を次のように改正する。

(変更があつた事実の確認)

第九条 令第四十一条第二項の規定による事実の確認は、次の各号に掲げ  
る法人番号保有者について、当該各号に定める情報に基づき行うものと  
する。

一 省 略

二 法人等のうち、前号に掲げる者以外の者 その者から提出を受けた  
国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二百二十四条に規定する  
税務書類又は法第四十一条第二項の規定により官公署から提供を受け  
た資料

三 省 略

(公表事項に加える事由が生じた事実の確認)

第十一条 令第四十一条第三項の規定による事実の確認は、次の各号に掲  
げる法人番号保有者について、当該各号に定める情報に基づき行うもの  
とする。

一 省 略

二 法人等のうち、前号に掲げる者以外の者 その者から提出を受けた  
国税通則法第二百二十四条に規定する税務書類又は法第四十一条第二項  
の規定により官公署から提供を受けた資料

三 省 略

(変更があつた事実の確認)

第九条 同 上

一 同 上

二 法人等のうち、前号に掲げる者以外の者 その者から提出を受けた  
国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二百二十四条第一項に規  
定する税務書類又は法第四十一条第二項の規定により官公署から提供  
を受けた資料

三 同 上

(公表事項に加える事由が生じた事実の確認)

第十一条 同 上

一 同 上

二 法人等のうち、前号に掲げる者以外の者 その者から提出を受けた  
国税通則法第二百二十四条第一項に規定する税務書類又は法第四十一条  
第二項の規定により官公署から提供を受けた資料

三 同 上